

第15章 旅程サポート保障条項

(旅程サポート共済金の支払事由)

第73条本会は、被共済者が、旅行業約款に定められた契約の旅行出発前の解除権を行使できる状況にかかわらず、当該解除権を行使しなかった場合で、当初の搭乗予定便出発時刻より48時間以内に出発する同等の航空便、あるいは空席のある直近の航空便で旅程変更した場合は旅行代金の10%を支払います。ただし、旅程サポート共済金額を限度とします。

2. 旅行出発後、予め提示した日程表に記載されたサービスが著しく変更または受けられなかったことをエス・ティー・ワールドが認めた場合は一律5,000円、10万円を超える代金の旅行は一律1万円を支払います。ただし、以下に該当する場合を除きます。
 - (1) 第64条の事故に該当し、共済金を受け取れる場合
 - (2) 当該旅行の目的がスキューバダイビングおよびサーフィンである場合
 - (3) 旅行約款に基づき旅行代金の返金があった場合